

# 緊急通報装置（センター方式）

利用者宅内に、緊急通報装置、安否センサー、外出センサー、熱感知式火災警報器、煙感知式火災警報器を設置し、非常押しボタンペンダントを貸与します。

緊急通報装置の緊急ボタン（青色）や相談ボタン（黄色）を押すと市より委託した業者の相談センターに繋がります。

センサーは人の動きを検知し、毎朝一定時間内に動きがない場合は緊急通報装置が異常と判断し、相談センターに自動通報します。

火災警報器は、火災（熱または煙）を感知した場合にコールセンターへ自動通報します。

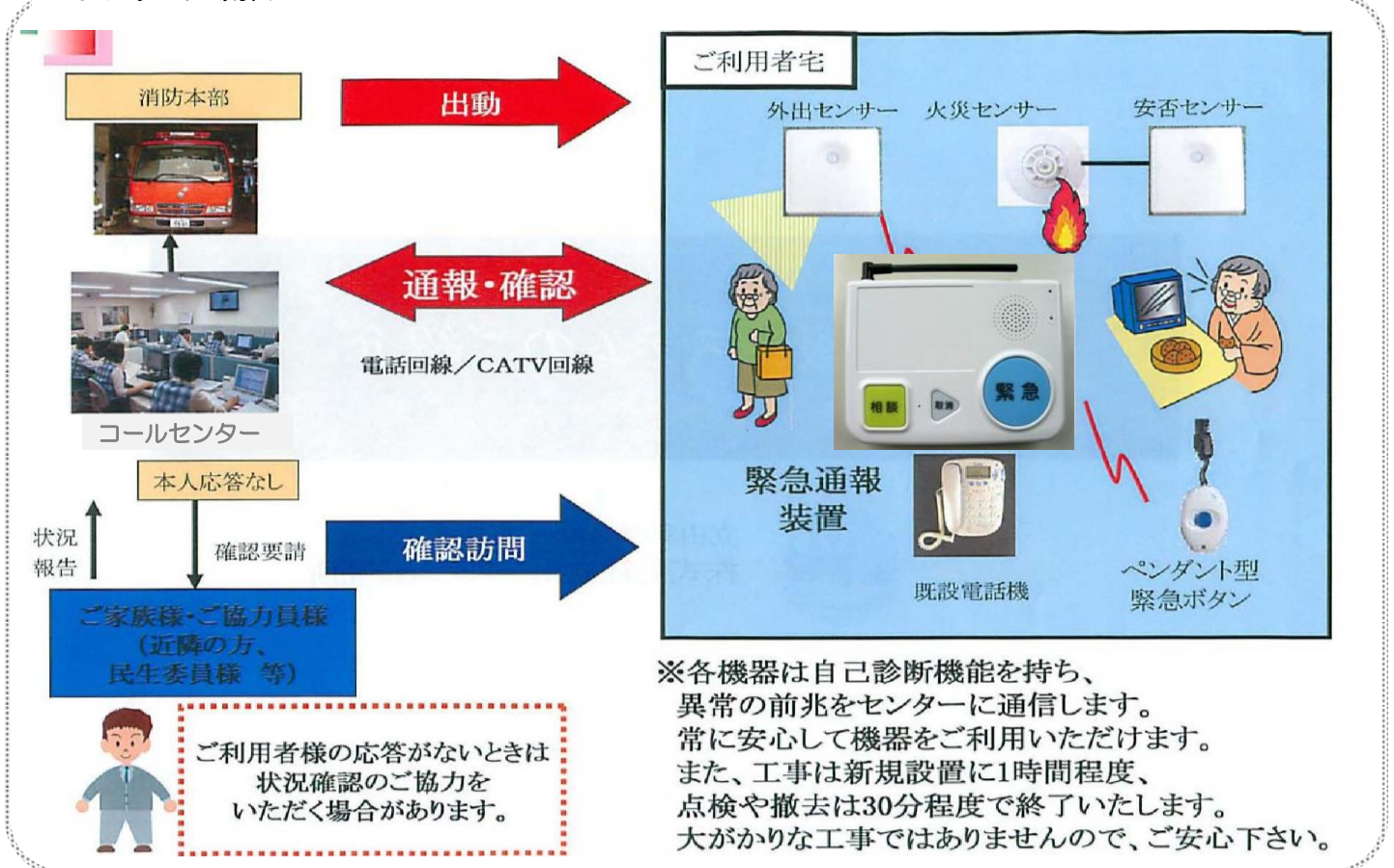
コールセンターより利用者宅へ安否確認をするため「お元気コール」があります。（月2回）

## 《利用料について》

装置の設置・撤去・毎月の利用料について利用者負担はありません。

ただし、利用者が緊急ボタンを押した際に発生する電話の通話料金がかかります。

## 《システムの流れ》



コールセンター・・・利用者からの通報を24時間体制で受け付け、看護師や保健師などの有資格者が対応、支援を行います。通報があった場合、必要に応じて救急車、消防車の出動要請も行います。また、利用者の状況確認を行うため、協力員の皆様へ訪問確認の電話要請を行います。協力員が留守等で確認できない場合には、駆付員が訪問確認を行います。

# 緊急通報装置の申請について

## ＜対象者＞

65歳以上の一定の条件を満たす一人暮らし高齢者で緊急性の高い（心疾患や認知症、特定疾患など重篤な持病がある）方。

## ＜申請方法＞

- 地区の民生委員を通じて「緊急通報装置・安心見守りコール利用申請書」「家屋立入承諾書」を市に提出します。
- 状況確認が必要な場合に備え、協力員（2名以上）を登録します。状況確認が必要な場合は、コールセンターより協力員へ状況確認の電話要請があります。
- 病院等への救急搬送された場合等に備え、親族（1名以上）を登録します。

## ＜その他＞

- 設置後、登録してある内容（協力員や親族など）に変更があった場合や、一人暮らしではなくなった場合などの際には速やかに市役所福祉課までご連絡ください。

## ＜協力員（近隣・ご親戚・民生委員など）の役割＞

相談センターより協力員宅へ、以下のケースの場合に『利用者宅の訪問確認等の電話要請』がありますので、利用者宅を訪問し、状況確認を行います。

- （1）利用者が緊急ボタン・相談ボタンなどを押し、通報をコールセンターが受信し、利用者へ呼び返しを行った際、利用者の応答がなく状況確認を要する場合。
- （2）安否センサーによる自動通報をコールセンターが受信し、利用者へ呼び返しを行った際、利用者の応答がなく状況確認を要する場合。
- （3）緊急ボタン・相談ボタンなどを押した利用者から協力員への訪問依頼があった場合。

## ＜協力員訪問の際の注意点＞

- 基本的には家の外から声をかけてください。
- 鍵がかかっている場合は、無理に侵入せず、コールセンターへ連絡をお願いします。
- 緊急通報装置利用者の死亡が強く疑われる場合は、中へ入らず、コールセンターへ連絡し、警察等の到着をお待ちください。

## ＜問合せ先＞

担 当	黒部市役所福祉課 高齢福祉係	TEL0765-54-2111 TEL0765-54-2502（直通）
取扱業者	立山科学(株) 富山市月岡3-6 立山科学(株)相談センター(コールセンター)	TEL076-429-6910 TEL050-5524-2869